

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

愛知県

2 事業名称

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援

3 事業の目的

弁護士が弁護士・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年、若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する。

4 事業実施の背景

愛知県における刑法犯認知件数は、戦後最多の約 22 万 5 千件を記録した 2003 年以降減少傾向にあり、2019 年には約 5 万件と 4 分の 1 程度にまで減少することができた。その一方で、県内における刑法犯検挙者中に占める再犯者の割合は約 5 割で推移しており、安全に安心して暮らせる社会を実現する上で、「再犯防止」が重要な課題となっている。

犯罪をした者等に対する社会復帰支援として、検察庁における「入口支援」、矯正施設や保護観察所等における「出口支援」が行われているが、円滑な社会復帰のためには、入口から出口までのあらゆる段階において、刑事司法や医療、福祉等の関係機関が連携した切れ目のない一貫した支援が求められる。

そこで、刑事司法手続の中で犯罪をした者等と継続的に関わることができる立場にある弁護士が、刑事司法の各段階において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎのほか、被害弁償や債務整理等の法的な問題への対応など、犯罪をした者等に寄り添い、円滑な社会復帰を促進するという弁護士の新たな役割について検証を行った。

5 取組実績

弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを行った。

事業実施主体：愛知県弁護士会

| 活動指標 | 単位 | 区分 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | 特記事項 |
|------------------------|----|----|-------|------|------|------|
| 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援の対象者 | 人 | 目標 | — | 30 | — | |
| | | 実績 | — | 31 | — | |

6 成果

(1) 成果目標達成状況

| 成果指標 | 単位 | 区分 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | 特記事項 |
|------------------------------------|----|----|-------|------|------|------|
| 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援を実施した人数（支援内容別人数） | 人 | 目標 | — | 30 | — | |
| | | 実績 | — | 31 | — | |

※ 成果指標設定理由

弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、継続して関わることにより、入口から出口まで切れ目のない一貫した支援を行い、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する。

(2) 成果指標以外の成果

- ① モデル事業の中で、矯正施設からの申請が約 35%を占めており、矯正施設からの高いニーズが確認できた。
- ② モデル事業の対象要件に該当しない事案について、愛知県弁護士会が独自事業として支援したものが 17 件ある。独自事業事案がかなりの数に上っていることからして、社会復帰・再犯防止支援のための弁護士へのニーズは、より広く存在していることが想定される。
- ③ 支援対象者へのアンケートの結果（回収率 55%）、寄り添い弁護士制度の支援を受けた感想として「良かった」との回答が 94%、「どちらかといえば良かった」との回答が 6%であった。
- ④ 支援にあたった寄り添い弁護士による終了報告書からは、寄り添い弁護士制度のメリットとして、「経費支援を受けられるので安心して活動できる」、「有意義な制度だと思う」といった回答があった。
一方で、デメリットとしては、「どこまで支援すれば良いかわからない」、「活動方法についてのマニュアルがあると良い」といった回答があった。

(3) 最終成果物

愛知県再犯防止推進計画
(URL：未定)

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

愛知県再犯防止連絡協議会の専門部会である「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業検討委員会」において、学識経験者の意見聴取を行いながら実施する。

① 実施報告書に基づく分析

効果検証にあたっては、支援を行った対象者の属性や刑事司法手続の段階、活動を行った弁護士の支援内容等について分析することから、愛知県弁護士会に再委託して事業実施し、作成した実施報告書に基づき、以下に例示する項目について検討する。

【分析項目例】

- ・ 支援対象者の性別、年齢別、刑事司法手続の段階別の実績人数
- ・ 支援活動の申出（依頼）者別、主な活動内容別の実績人数

- ・支援活動に対するニーズや、支援活動のメリット及び課題に関する分析
 - ・支援対象者へのアンケート、寄り添った弁護士の活動報告の集計結果 等
- ② 事業周知の妥当性の検討
- 活動指標に係る目標の達成原因を明らかにするためには、「寄り添い弁護士制度」に係る事業周知の方法が適切だったかどうかを検討する必要がある。
- したがって、愛知県弁護士会の内部における制度周知の時期や説明方法、外部の関係機関・団体に対する支援活動の対象や申込方法等に係る周知・協力依頼の時期や説明方法などについて検証する。
- ③ 支援内容の妥当性の検討
- 成果指標に係る目標の達成原因を明らかにするためには、寄り添い弁護士が実施した社会復帰支援の支援活動内容が適切だったかどうかを検討する必要がある。
- 支援内容については、居住手続や就労窓口、医療・福祉関係機関への橋渡し、債務整理等の法的な問題への対応などを想定していたことから、支援対象者へのアンケート、寄り添った弁護士の活動報告の集計結果等に基づき、支援活動によって得られた成果などの実績について検証する。
- ④ 事業実施に伴う課題及び解決策の検討
- 上記①～③の検討を踏まえた上で、どのような事業周知や支援活動を実施すれば事業の成果が一層高まるか検討するとともに、より効果的に事業を展開する上での課題及び解決策について検討する。

(2) 効果検証実施結果

別添資料のとおり。

- ・「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」に係る効果検証結果
- ・「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」実施報告書
- ・(別紙1) 事業周知の実施時期と対象者決定件数の関係性について
- ・(別紙2) 支援内容別の社会復帰支援の実績件数(活動成果)について
- ・寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業についての学識経験者講評

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

- ・ 今回のモデル事業の対象者は、帰住先が愛知県内である場合や、県内の矯正施設の被収容者である場合に限定しているため、県外の矯正施設の被収容者(特に女性)は対象外となるといった地域性の取扱いについての課題が挙げられた。この課題を解決し、地方公共団体として事業実施する上では、寄り添い弁護士制度を全国規模あるいは国の地方機関単位で拡充することによって、各都道府県の弁護士会が連携・協力しながら対応する必要がある。そのためには、法務省において寄り添い弁護士制度を事業化した上で、国から都道府県に対し、所要の財源について財政的支援を講じるか、国が直接実施する事業にするといった方策が効果的であると考える。
- ・ 今回のモデル事業では、単年度での事業実施であったため、事業終了時点までに支援が全部終了とならなかった案件があった。犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止に向けてより効果的に取組を進めていくためには、単年度ではなく複数年度において息の長い支援が可能な制度として構築していくのが妥当であると考える。